

東秩父村臨時職員登録制度のご案内

組みを作る。将来の展望としては、紙漉き職人を目指す人々が共同で紙漉きができる施設を確保し、紙漉き用具一式を揃え、年間いつでも紙漉きができる環境を整備する。人材を確保するため、村職員（技能職扱い）として採用していく方向も検討すべきと考えます。

こうした和紙技術・伝承環境整備を推進することによって、和紙研修生の自立と和紙職人をはじめ和紙に携わる多くの人がいる村の実現が図られるものと考えます。

野口 勝則 議員

質問 地籍調査について

（内容）将来に向けた現在の地籍調査について

①現在山林から調査が開始されたが、優先順位とすれば居住地を優先すべきと考えるが、行政としてのどのように考えるか

答弁 事業の効率性の面から、村の行政界で他市町の地籍調査が完了している箇所から実施します。地籍調査は最終的に事業の成果につかまして国の認証を受けますので、その完了箇所からつなぐ形の方が実施済みの基準点および境界標が活用できます。また、居住地・農地地域を先に完了すると、数年後その周りの山林地域を実施する際に基

準点の残存率が下がってしまいます。確かに居住地優先も重要なことと思いますが、山林についても基準となる公図上の道が不明になりつつありますので、日頃管理することが難しい山林部の実施も重要と考えます。

②境界確認を行う上で地主立会いが必要不可欠になるが、年を追うごとに境界確認が困難になると推測される。30年という長い年月を要する計画だが、その期間を短縮していく方針の有無について

答弁 当村の地籍調査は30地区で30年間、1地区の完了に3年を要するので正確には32年間で完了する事業計画書となっています。境界確認が今後困難になっていくと思われまので、出来るだけ短期間で完了が望ましいですが、2つの問題があります。

まず1つ目は、事業費の村負担額です。事業費の負担は国2分の1、県4分の1の補助金と

地方交付税で事業主体の実質負担額は、総事業費の5%ということになっておりますが、実際には補助対象とならない地籍調査システムの経費を加えますと5%の負担のみでは済みません。また、積算単価の上昇等により年々負担額が増加していくものと予測します。来年度の事業費は、実施面積等から算出すると職員の人件費を除いて500万円程の負担が見込まれ、その後も事業費が膨らむものと思われまます。また、国・県の補助金も一部カットされる傾向にあり、計画通りの面積でもその分村の負担が増えてしまことが予想される中、計画の短縮により単年度の事業費を増やすことは、リスクを負うこととなります。

次に2つ目は職員体制です。現在兼務の職員3人が当たっておりますが、事業量が増えることとそれに対応できる人員の確保が必要になります。村の負担額を抑えるということと、他の事業も重要であり地籍調査に人員を偏らせることができないため、期間を短縮して実施することは難しい状況であると考えまます。

村の臨時職員として働くことを希望される方に、あらかじめ希望する職種等を登録していただき、必要に応じて登録者の中から雇用条件に合う方を選考し採用する制度を、来年度も実施します。

ただし、各業務の繁忙期や職員の育児休業等の場合など、必要に応じて臨時職員を雇用するため、登録されても必ずしも雇用されるとは限りませんのでご了承ください。

- 1 登録条件
 - ①職務遂行に支障のない良好な健康状態であること
 - ②登録を希望する職種に必要な資格免許等取得していること

- 2 登録手続
 - (1)応募書類
 - ①東秩父村臨時職員登録申請書（東秩父村役場総務課に備え付けてあります。また、村ホームページからダウンロードすることもできます。）
 - ※写真を添付してください。
 - ②資格が必要な職種に応募する場合は、資格証明書の写し
 - (2)書類提出方法

- ①所定の申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、東秩父村役場総務課へ提出してく

ださい。

②郵送の場合は、封筒の表に「臨時職員登録申請書」と朱書きしてください。

3 登録を募集する職種および勤務条件等（左表）

登録受付期間

平成30年1月10日（水）～22日（月）8時30分～17時15分（土日を除く）必着

5 登録有効期間

平成31年3月31日までです。

6 採用方法

臨時職員の雇用を必要とする時に、登録者の中から書類選考や面接などで選考し、勤務条件等を説明したうえで採用します。

7 雇用期間

名簿の有効期間内の臨時的業務を必要とする期間です。

（地方公務員法22条第5項の規定により、原則として6ヶ月以内です。6ヶ月延長の場合があります。最長で1年以内です。）

8 その他

東秩父村に住民登録をしていない方も応募できます。詳細については、村ホームページまたは役場総務課までお問合せください。

総務課 ☎ 82-11226